

平成29年度における鉱山保安監督指導方針について

平成29年4月
中部近畿産業保安監督部

第12次鉱業労働災害防止計画（平成25年度から29年度）の内容及び最近の事故事例を踏まえ、鉱山災害の根絶を図ることを目的とし、平成29年度に当部が特に取り組むべき事項として鉱山保安監督指導方針を定めました。この方針を中心に監督指導を行うものとします。

〔1〕平成28年の災害発生状況等

全国の災害発生状況は、罹災者数が16名と過去2番目の少なさとなり、度数率が0.72となりました。しかし、強度率は、死亡災害が3件発生したことから、1.12と前年を大きく上回りました。

管内では平成8年に複数の死亡災害が発生してから20年振りに鉱山労働者の死亡災害が2件発生したため、度数率は0.62、強度率は4.61となり、その他に非鉱山労働者による墜落災害が1件発生し、坑廃水による鉱害災害が1件発生しました。

また、平成29年に入り1月に転倒、2月に取扱中の器材鉱物による重傷災害、3月には落下物による災害が管内で発生しています。

〔2〕平成29年度における鉱山保安監督指導方針

1. 自主保安管理体制の徹底

①「鉱山保安マネジメントシステム」の構築とその有効化

「鉱山保安マネジメントシステム」の構築と有効化を図るため、各鉱山の規模や操業状況に応じた最適な形で構築され、その有効化を図ることが可能となるよう、具体的な実施方法の指導や有用な情報を提供します。

②非定常作業における保安管理

依然として非定常作業時の災害発生頻度が高いことから、鉱山労働者に必ずリスクアセスメントを行わせたうえで、作業手順を十分に検討して行う等、災害の未然防止を図るよう指導します。

2. 保安規程の質的向上の促進

更なる保安確保のため、必要に応じ自発的に現況調査を行い、その結果を踏まえ、各鉱山の実情に合致した適切な保安規程となるよう継続的に見直し、鉱山労働者に周知徹底を行う監督指導を行います。

3. 作業手順書等の作成、整備及び保安教育の徹底

鉱業上使用する機械、器具及び工作物を安全かつ適正に使用するため、

適時適切に作業手順書等の作成及び見直しを行っているか、また、どのように鉱山労働者に周知徹底を図っているか確認し、監督指導を行います。

なお、効果的な保安教育を行わせ、鉱山労働者に不安全行為を行わせないように監督指導を行います。

4. 作業環境粉じん対策の徹底

常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、作業環境評価に基づく改善を指導するとともに、防じんマスクの適正な着用についても監督指導を行います。

5. 発生頻度が高い災害に係る災害防止対策の徹底

「運搬装置のため」、「墜落」、「取扱中の器材鉱物等のため」などの頻発災害を防止するため、鉱業上使用する施設等の安全な状態での維持管理を徹底するとともに、リスクアセスメントを踏まえた適切な保安設備を設けるよう監督指導を行います。

また、これらの災害はヒューマンエラーに起因するケースが多いため、保安教育・保安活動による保安意識の向上等、ヒューマンエラーの発生を抑制する対策が適切に行われるよう監督指導を行います。

6. 発破による災害防止対策の徹底

発破による災害を防止するため、発破場所、発破規格、作業手順、発破時の連絡、退避体制が適切に行われるよう監督指導を行います。

7. 坑廃水処理対策の徹底

坑廃水処理施設の処理能力の確保、保守及び運転管理等が適切に行われるよう監督指導を行います。

8. 汚濁水流出対策の徹底

汚濁水流出対策として、沈殿池の浚渫等により排水施設の維持管理を徹底するよう監督指導を行います。

9. 鉱山採掘跡地埋め戻し作業の管理

鉱山採掘跡地に産業廃棄物が不法に投棄されるのを未然に防止するため、監督指導を行います。

特に鉱山外から埋戻材が持ち込まれる場合は、鉱山に毒性の有無を確認させるなど健康又は生活環境に係る被害を発生させないように監督指導を行います。

10. 核原料物質鉱山における放射線障害の防止

核原料物質鉱山における放射線障害を防止するため、管理区域、周辺監視区域及び周辺監視区域外における線量限度について、法令等が遵守されるよう監視指導を行います。

1 1. 情報提供

災害情報や優良事例等の鉱山保安に役立つ情報について、メール送信、ホームページ掲載等により情報提供や注意喚起を行います。

1 2. 関係団体等との連携

鉱山の保安レベルを継続的に向上させるため、鉱業関係団体等が実施する講習等と積極的に連携します。